- 原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由

当事者の求める裁判

- 請求の趣旨
- (1) 被告は、Aに対し、574万 (2) 訴訟費用は被告の負担とする。 574万1700円の損害賠償を請求せよ。

文

本案前の答弁

本件訴えを却下する

- 訴訟費用は原告の負担とする。
- 請求の趣旨に対する答弁 主文同旨

事案の概要 第2

第2 事業の概要 1 本件は、原告が、高知県室戸市 α に所在する佐喜浜川の河川敷において室戸市が実施した市道 β 線暫定道路の設置工事に関し、室戸市長であるAが574万1700円の支出負担行為をしたところ、その支出負担行為は違法であって、それにより室戸市は同額の損害を被ったなどと主張して、室戸市長である被告に対し、平成14年法律第4号による改正後の地方自治法242条の2第1項4号に基づき、Aに対して、574万1700円の損害賠償を請求するよう求める事案である。なお、原告は、本件訴えを提起した当初は、平成14年法律第4号による改正前の地方自治法242条の2第1項1号に基づき、室戸市長である被告に対し、市道 β 線暫定道路の設置工事のための支出の差止めを求めていたところ、本件訴訟の進行中にその支出が行われたため、訴えを変更したものである。 争いのない事実等

以下の各事実は、当事者間に争いのない事実、当裁判所に顕著な事実、又は、証拠(甲1ないし5、乙1ないし 1、13、14、17。枝番のある書証については、特に枝番を示さない限り、すべての枝番を含む。以下同 及び弁論の全趣旨によって容易に認定できる事実である。

じ。)及び弁論の全趣官によって容易に認定できる事実である。 (1) 原告は、高知県室戸市に在住する住民である。 (2) 室戸市 α には、その中心部に二級河川である佐喜浜川が流れているところ、佐喜浜川の中流部付近には、同川に沿って市道 β 線(以下「本件市道」という。)が併走し、その沿線には、同川の下流から γ 地区、 δ 北区、 δ 北区、

, (9) 本件許可申請について、本件暫定道路設置

う。) (9) 室戸市長Aは、平成14年3月12日付けで、高知県知事に対し、本件許可申請について、本件暫定道路設置予定路線の一部に存在する土地の地権者から使用承諾が得られないこと等を理由として、一部路線を変更するなどの内容の変更許可を申請した(以下「本件変更許可申請」という。)。高知県知事は、同月27日付けで、本件許可申請及び本件変更許可申請について、本件暫定道路設置工事の工期を同年6月30日まで、占用期間を平成18年6月30日までと定めて、これらの申請を許可することとした(以下「本件河川法許可」という。)。 (10) 室戸市長Aは、平成14年3月27日ころから8月15日ころまでの間に、本件河川法許可を受けた本件暫定道路設置工事のうち、河床掘削及び掘削土石の敷き均し工事を請負契約の方式で、その他の道路設置等工事を、人夫賃、重機借上料、原材料のいわゆる実費を室戸市が負担することで建設業協会に依頼して希望業者の協力により施工する方法で実施することとし、同年8月15日にそれらの工事が完成したところ、室戸市長Aは、同年3月27日ころから8月15日ころまでの間に、それらの工事費用についての支出負担行為(以下「本件支出負担行為」という。)を行い、室戸市は、別紙α暫定道路支出済み金額一覧表(乙5の写しである)に記載のとおり、工事請負費用として同年10月30日に168万円を支払った。 00円を支払った。

(11) 原告は、平成15年7月15日の本件第9回口頭弁論期日において、本件差止めの訴えを、平成14年法律 第4号による改正後の地方自治法242条の2第1項4号に基づき、室戸市長を被告として、Aに対し、574万17 00円の損害賠償請求を求める本件訴えに変更した。

争点

被告は,本件訴えは平成14年法律第4号による改正後の地方自治法242条の2第1項4号に基づく点におい

て不適法である旨主張するのに対し、原告は、本件訴えは適法である旨主張して争っている(争点(1))。また、原告は、本件暫定道路は、これを建設する必要性がなく、河川法及び道路法の規定に反するから、本件支出負担行為は違法である旨主張するのに対し、被告は、本件支出負担行為は適法である旨主張して争っている(争点(2))。これらの争点等についての当事者の主張は以下のとおりである。
(1) 争点(1) (本件訴えの適法性)について

被告の主張

① 被告の主張原告は、平成13年11月4日、平成14年法律第4号による改正前の地方自治法(平成14年9月1日施行)242条の2第1項1号に基づき、本件差止めの訴えを提起したものであるところ、平成14年法律第4号附則4条は、平成14年法律第4号による改正後の地方自治法242条の2,242条の3及び243条の2の規定は、施行日以後に提起される同法242条の2第1項の訴訟について適用し、施行日の前日までに提起された平成14年法律第4号による改正前の地方自治法242条の2の規定による同条第1項の訴訟については、なお従前の例による旨を定めているから、原告が、本件支出負担行為の違法を理由とするAに対する損害賠償を主張する場合には、平成14年法律第4号附則4条により平成14年法律第4号による改正前の地方自治法242条の2第1項4号が適用されるできるる。しかしながら、原告は、本件支出負担行為の違法を理由とするAに対する損害賠償を主張して、訴えをであるもしかしながら、原告は、本件支出負担行為の違法を理由とするAに対する損害賠償を主張して、訴えるである当たり、適用すべき法律を誤り、平成14年法律第4号による改正後の地方自治法242条の2第1項4号に基づき、当たり、適用すべき法律を誤り、平成14年法律第4号による改正後の地方自治法242条の2第1項4号に基づき、対している。よって、原告の本件訴えは不適法であるか、適告の主張

原告の主張

本件訴えば適法である。 争点(2)(本件支出負担行為の適法性)について

原告の主張

(2) すはにが、本件支出負担行為の適法性 (1) 原告の主張 ア 本件支出負担行為の違法性 a 本件市道の沿線に位置するア地区、 8 地区、 5 地区、 7 地区、 7 地区の各集落に居住する住民は、本件市道を通行して生活しているから、本件市道を整備することは必要である。しかしながら、本件暫定道路は、採石事業法に建造していた私設道路について、これを室戸市が承認して設置されたものであるから、その設置が一般市民の公共の利益を図るとはいい難い。また、本件市道の沿線に位置する各集落の住民は、本件市道の通行許可を受けることなく、その工場へ通行できるようにするため、佐喜浜川の河川敷を不法に占拠の利益を図るとはいい難い。また、本件市道の沿線に位置する各集落の住民は、本件市道の通行許可を得ていたものであるから、その設置が一般市民の心地である。したがつて、本件暫定道路を設置する必要性はなかったというべきである。したがつて、本件暫定道路を設置する必要性はなかったというべきである。また、河川法24条の許可の指針となる河のための方によれば、江川敷の占用は認められているが、長期的な道路の設置は、その必要性がなかったのであるが、「一方の仮設物により、「一方の人というべきである。また、河川法24条の許可の指針となる河のための方によれば、河川敷の占用財間は必要最小限度でなければならないところ、本件河川法許可における本件暫定道路の設置のための占用期間は、許可日から平成18年6月30日までとなっているものの、県道改良事業は、高知県の財政事情、用地取得の困難性等加入の大事を信息のでなければならないところ、本件河川、大きであるというべきであるところ、平成15年5月の2度の大雨や同年11月28日の豪雨により、「同川の堤防天端よりはるか下方の水車であるところ、平成15年5月の2度の大雨や同年11月28日の豪雨により、「同川の堤防天端よりはるか下方の水道に大りたし、一音の同様であるところ、平成15年5月の2度の大雨や同年11月28日の京南により、「一方であるというべきである。」は、以上によれば、本件暫定道路の設置のための本件支出負担行為は、違法であるというべきである。

室戸市の損害等

a 室戸市は、本件支出負担行為の結果、本件暫定道路設置工事費用として合計574万1700円を支払 い、同額の損害を被った。

b 本件支出負担行為を行った室戸市長であったAは、室戸市に対し、上記損害を賠償する責任を負う。

要約

よって、原告は、被告に対し、平成14年法律第4号による改正後の地方自治法242条の2第1項4号に基づき、Aに対し、574万1700円の損害賠償を請求するよう求める。

被告の主張

本件支出負担行為の適法性

きである。

室戸市の損害等

室戸市が、本件支出負担行為の結果、574万1700円の損害を被った事実は否認し、室戸市長であっ 室戸市に対し、 その損害を賠償する責任を負うとの主張は争う。 たAが, 第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(本件訴えの適法性)について (1) 被告は、原告が、訴えを変更するに当たり、平成14年法律第4号による改正前の地方自治法242条の2第 1項4号によるべきところを適用すべき法律を誤り、平成14年法律第4号による改正後の地方自治法242条の2第 1項4号に基づき、室戸市長を被告として、Aに対し、損害賠償を求めることを請求しているから、本件訴えは不適法である旨を主張する。

である旨を主張する。この点、平成14年法律第4号附則4条は、平成14年法律第4号による改正後の地方自治法242条の2, 242条の3及び243条の2の規定は、施行日以後に提起される同法242条の2第1項の訴訟について適用し、項行日の前日までに提起された平成14年法律第4号による改正前の地方自治法242条の2の規定による同条第1項の訴訟については、なお従前の例による旨を定めている。しかしながら、訴えの変更は、変更後の請求についての新訴えの提起と従前の請求については、なお従前の例による旨を定めている。しかしながら、訴記第2の2に認定のとおり、「きである出し、る」をであると解されるから、前記第2の2に認定のとおり、「きであ本件方ものと解されるたとしたものと同視し得るというべきであれば、不成15年7月15日に新たな訴えとして本件訴えを提起したものと同視し得るというべきがある本件支出負担行為の後、平成14年法律第4号による改正後の地方自治法242条の2第1項4号の施行期日被告に対し、Aに対する損害賠償を請求を行い、その結果をふまえて、本件支出負担行為の違法を理由として、というで告に対し、Aに対する損害賠償を請求を行い、その結果をふまえて、本件支出負担行為の違法を理由として、といるに対し、Aに対する損害賠償を請求するよう求める新訴を提起することも可能ではあるが、前記第2の2に認定の本件方のはのは不分では、当初は本件差止めの訴えを提起していたところ、本件訴訟の進行中に被告がその差止めの対象たる出負とおり、原告は、当初は本件差上めの訴えを提起していたところ。本件訴訟の進行中に被告がその差上めの対象をも出負に対し、であるに対し、であるとと、などの事情を勘案すれば、原告に対し、改めて住民監査請求を行う負担を解するのは相当でないというべきであり、そのような新訴の提起を行い得るのと同様に訴えの変更をなし得らものである。とのである。とはこれを表しまし、を見ないまとは、またままなに対し、などの事情を勘案すれば、原告に対し、改めて住民監査請求を行う負もとのが相当である。よって、本件訴えは、平成14年法律第4号附則4条にいう施行日以後に提起される訴訟に該当るものである。 るものである

が相当である。

が相当である。 (3) 以上によれば、本件訴えは、適法であるというべきであって、被告の主張はこれを採用することができない。 2 争点(2)(本件支出負担行為の適法性)について (1) まず、前記第2の2に認定のとおり、本件支出負担行為は、本件暫定道路設置工事費用として合計574万1700円を支払うために行われたものであるところ、本件暫定道路設置工事費用の支出については、室戸市議会において、平成13年度9月の定例議会に提出された本件補正予算案が可決され、その後、本件補正予算案に基づいて「減額補正する予算案が可決されるとともに、本件暫定道路設置工事費用を1120万円とする平成14年度予算案が可決されたものであって、その支出は平成14年度予算に基づいて行われたこと、本件暫定道路は、現に大型車両等が通行していた佐喜浜川の河川敷のうち γ 地区から η 地区までの間に設置されたものであるところ、室戸市は、佐喜浜川の河川区域内における、河川法24条による土地の占用、同法26条による工作物の新築、同法27条による河床掘削及び掘削土石の敷き均しについて、佐喜浜川の河川管理者である高知県知事から平成14年3月27日付けで、本件河川法許可を受けたこと、などの事実が認められる。これらの事実等に照らせば、本件支出負担行為は適法な手続に従って行われたものであり、手続的には何らの瑕疵もないということができる。 (2) ところで、前記第2の2の争いのない事実等に証拠(甲3ないし6、乙10、14、15)及び弁論の全趣旨を総合すれば、室戸市 α の中心部を流れる佐喜浜川の中流部付近には、同川に沿って本件市道が併走し、その沿線には、同川の下流から γ 地区、 δ

必要性があることに加えて、佐喜浜川の河川敷という特殊な立地条件や、本件暫定道路があくまで県道改良事業の完成するまでの間の暫定的なものであること、室戸市は、本件暫定道路を将来的に維持修繕すべき責務を負っていることなども併せ考慮した場合には、本件暫定道路の設置自体がその裁量を逸脱するとまでいうことはできない。
(5) 以上の(1)ないし(4)の認定説示にかんがみれば、本件暫定道路の設置のための本件支出負担行為には、手続的にも実体的にも、これを違法といわなければならないような瑕疵は存在しないから、本件支出負担行為は適法に行われたものと認められる。

高知地方裁判所 民事部

長裁判官	新	谷	晋	司
裁判官	徳	増	誠	_
裁判官	野	中	高	広